

平成 2 5 年第 6 回定例会

小清水町議会会議録

平成25年第6回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年12月12日（木曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
（議長諸報告について）
（町長あいさつ）
- 第 3 行政報告について
- 第 4 認定第 1 号 平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 発議第10号 議員研修会にかかる議員の派遣について
- 第 6 意見案第11号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）の提出について
- 第 7 意見案第12号 「要支援者に対する介護予防給付継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）の提出について
- 第 8 意見案第13号 利用者のための持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）の提出について
- 第 9 意見案第14号 2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）の提出について
- 第10 意見案第15号 消費税増税中止を求める意見書（案）の提出について
- 第11 一般質問
- 第12 議案第59号 小清水町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 発議第11号 小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第60号 平成25年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について
- 第15 議案第61号 平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議案第62号 平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第63号 平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第64号 小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 第19 議案第65号 小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定について
- 第20 議案第66号 人権擁護委員候補の推薦について

出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	鬼塚茂	君
小清水町農業委員会	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
保育所長	河西定博	君
教育課長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
社会教育課長	瀧口顕	君
農業委員会事務局	権藤結	君
監査委員事務局	中野也寸志	君

○本会議に従事した者

議会事務局	中野也寸志	君
書記	細川ひろみ	君

◎開会の宣言

- 議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成25年第6回町議会定例会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣言

- 議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は
2番 大石 誠 示 議員 9番 遠藤 満 夫 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
遠藤満夫議会運営委員長。
9番、遠藤満夫議員。
- 議会運営委員長（遠藤満夫君）去る、10月5日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたところ、会期を今日1日と決定したところであります。
以上、報告といたします。
- 議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は、会期1日であります。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、会期を本日1日と決定しました。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
- 事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
9月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。
また、教育委員会から、平成24年度「教育委員会の活動状況の点検及び評価に関する報告書」について報告がありましたので、その写しを配付しております。
本日配付しておりました予定議案のうち、意見案第16号につきましては、提出者より文書により撤回の申出があったため、それを認め議題といたしませんのでご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について、報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）定例町議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

初冬を迎え、今年も残すところ半月余りとなり、日ごとに寒さが増す季節となりました。

こうした本日、平成25年第6回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用のなか、全員のご応召を賜り、諸案件についてご審議をいただきますことに対し、深く感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

今年を振り返りますと、基幹産業である農業につきましては、春先の降雪や降雨による蒔き付け作業の大幅な遅れ、そして7月の極端な高温や雨不足などにより、作柄がたいへん心配されたところではありますが、農業者皆さまのご努力と関係機関のご指導・ご支援によりまして、最終的には平年並みまで回復し収穫ができたとお聞きしており、心から嬉しく思っているところでございます。

また、この一年、議員の皆さま、町民の皆さま、関係各所の皆さまには、それぞれのお立場でご協力をいただき、町政発展に向けたご尽力を賜りましたことに、この場をお借りして重ねて感謝申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件でございますが、条例改正は小清水町課設置条例の一部改正1件、補正予算は平成25年度一般会計補正予算など4件、指定管理者の指定はコミュニティプラザ及び図書館の指定など2件、及び人権擁護委員候補者の推薦1件、合わせて8件でございます。

各議案につきまして、よろしくご審議のうえ原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます、お礼を兼ねましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。行政報告は、お手元に配布しております報告書のとおりでございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、前回よりの継続審査、認定第1号平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長、下平正吾議員の報告を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）決算審査特別委員会の報告をいたします。

平成25年9月第5回町議会定例会において、本委員会に付託されました平成24年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、11月20日から21日までの二日間にわたり審査をいたしました。審査にあたっては、審査要領及び着眼点に基づき各会計決算書主要施策事業費調べ及び決算審査意見書等により慎重に審査を実施したところでございます。その結果、平成24年度小清水町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計及び、農業集落排水事業特別会計の全会計について全員の賛成によりそれぞれ認定すべきものと決定をした次第でございます。

以上で決算審査特別委員会審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

これより、前回よりの継続審査、認定第1号採決いたします。

原案に対する委員長報告は、認定であります。

はじめに、一般会計について採決いたします。

一般会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって一般会計は認定と決定しました。

次に国民健康保険特別会計について採決いたします。

国民健康保険特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって国民健康保険特別会計は認定と決定しました。

次に、後期高齢者医療特別会計について採決いたします。

後期高齢者医療特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、後期高齢者医療特別会計は認定と決定しました。

次に、介護保険特別会計について採決いたします。

介護保険特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、介護保険特別会計は認定と決定しました。

次に簡易水道特別会計について採決いたします。

簡易水道特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって簡易水道特別会計は認定と決定しました。

次に農業集落排水事業特別会計について採決いたします。

農業集落排水事業特別会計について、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって農業集落排水事業特別会計は認定と決定しました。

◎発議第10号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、発議第10号、議員研修会にかかる議員の派遣についてを議題といたします。

平成26年1月15日から17日、千葉県千葉市で開催される市町村議会議員特別セミナーに、高橋隆文議員を派遣することといたしたいと思います。

お諮りいたします。これに派遣する場合の議員の出張並びに細部の取り扱いについては、予め議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定しました。

◎意見案第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第11号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○8番(高橋隆文君) それではただいま上程されました意見書(案)第11号について説明をいたします。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書(案)でございます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する資源のかん養や国土・生態系の保全など、公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、林業・木材の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けての、国の「森林・林業基本計画」に基づき、森林施策の集約化、路網の整備、人材育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるように取り組むことが必要である。

よって、国においては、以下の事項を実現するよう強く要望する。

1、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

2、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。

3、環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援を強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。

4、安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。

5、復興予算(森林整備加速化・林業再生事業)の使途の厳格化に伴い、基金の返還が

求められていることから、東日本大震災により被災した住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。

6、地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。

7、国有林の一体的な管理経営を通じた公益機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取組の推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第11号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第11号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、意見案第12号「要支援者に対する介護予防給付継続」「利用者負担増の中止」を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただいま上程されました意見書案第12号について説明をいたします。

「要支援者に対する介護予防給付の継続」と「利用者負担増の中止」を求める意見書案でございます。

2013年8月6日付け「社会保障制度改革国民会議」の報告によれば、「要支援者に対する介護予防給付について市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に利用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきである」として「要支援者」を介護保険サービスから外すことが明確に打ち出された。このことは、要支援者こそ、廃用症候群や引きこもりなど心身の機能低下を防ぐうえで適切な介護をもっとも必要としており、保険給付の廃止は要支援者から一律に介護を奪うものであり、要支援者の中には、介護保険サービスを利用し独居での暮らしを保っている方が多くいるが、要支援者から介護サービスを利用することは、これらの方々の自立した生活を奪うと同時に、介護保険本来の趣旨に反するものである。限られた介護保険財源と人材の中で、新たな地域包括推進事業を立ち上げ運営することは、厳しい自治体財政を更に圧迫することになり、また、従来に比べ大幅に引き下げざるを得ない給付費では必要なサービスを確保できるか見通しが持てないなど、介護保険を運営する自治体に大きな負荷を強いることが懸念される。

また、おおよそ4分の1の利用者が介護保険サービスから外されることになり、官民間

わず多くの介護事業所の経営を直撃する。事業所の倒産、介護労働者の失業等、ただでさえ足りない介護労働者の離職を促し、ますます利用者から必要な介護を奪う結果になりかねない。このような趣旨から以下の事項について要望する。

- 1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2、利用者負担を増やさないこと。
- 3、介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。ご審議をいただき可決下さいまして、関係機関に送付下さいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第12号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第12号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第13号、利用者のための持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）ただいま上程されました意見書案第13号について、説明をいたします。

利用者のための持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書案でございます。

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の事項について強く要望する。

1、要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2、予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。

3、一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じ

ることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。

4、特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。

5、介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、賃金アップをはじめとした雇用条件の改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。

6、地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。ご審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第13号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第13号、原案のとおり可決されました。

意見案第14号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、意見案第14号、2014年度地方財政の確立を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）2014年度地方財政の確立を求める意見書をご説明申し上げます。

この意見書については、昨年2度ほど意見書を提出、議決をいただいておりますので、若干抜粋してお話しを申し上げたいと思います。

政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、2014年度予算編成に向けて地方交付税総額を削減する懸念がございます。そういうなかで地方は、長年にわたり、国を上回る歳出削減努力続け、そしてそれぞれ地方における子育て、医療、介護などの社会保障等に増大する地域の行政状況に対応するために、必死に努力を続けてきております。

政府は、地域の財政事業を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。以上のことから公共サービスの資質、確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて次の事項について強く要望していきたく思います。

まず一つ目、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。

二つ目、地域における経済情勢の依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠についての減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費へ転換をはかること。

三つ目、2014年度の地方財政においても巨額の財源不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。

四つ目、合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税や財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。

五つ目、2013年度地方財政計画において、地方公務員給与を国の臨時特例措置に準ずるとして削減されたが、2014年度予算においては、減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

六つ目、地方交付税の算定については「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。

七つ目、地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出したいと思います。

慎重審議のうえ、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第14号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第14号、原案のとおり可決されました。

◎意見案第15号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、意見案第15号、消費税増税中止を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、下平正吾議員の説明を求めます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）消費税増税中止を求める意見書を説明申し上げます。

安倍政権の経済政策により、物価の値上がり、急激な円安が進行し、景気指数向上へ効果が出ていると報道されていますが、世界的な自動車メーカーなど大企業が巨大利益を

げる一方で、食料品や灯油、ガソリンといった生活必需品は値上げとなり国民の暮らしを直撃し、「これ以上、どこを切り詰めて暮らせというのか」とかつてない切実な声が高まっています。

このまま来年4月に消費税増税を強行するなら、国民の消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受けます。価格に税金分を転嫁できない中小企業の経営を追い込み、消費税倒産や廃業が増えることは必至です。

また、地域で働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政も深刻な打撃となります。財政再建という点でも、1997年に消費税を増税した時の経験から、国全体の税収が減少することは明らかであります。

将来の社会保障のあり方、財政危機打開の方途で意見の違いがあっても、国民の暮らしと経済を守るために、来年4月からの増税は見送るべきであり、よって、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出したいと思っておりますので、慎重審議のうえ、審議して採決していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第15号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第15号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第11、一般質問をおこないます。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）先に通告をしておりました、今年度の除雪計画について伺います。昨年度の12月は記録的な大雪で雪の排雪がおこなわれず、雪の中、年を越しました。今年は今のところ大雪の気配はありませんが、国道であるため、どのように開発と共に協議をされているのかを伺います。

それからもう一点は、昨年12月に委託事業組合が補正の申請をしたが、でるのが遅く借入を行ったと聞きます。この点についても十分な協議がなされたのかどうかを伺いたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

昨年は12月から大雪にみまわれ、国道などの道路に多くの雪が堆積し、交差点の見通しが悪くなるなど、住民の生活にも多くの不便が出たところでございます。

そのため、開発の道路事務所に対しては、早急な除排雪の実施を依頼しておりまして、例年、1月に実施する排雪を、交差点部分に限り前倒しで12月に実施していただきまし

た。

開発におきましても、限られた予算の中で、対応にも限界があるとは思いますが、今後も協議のなかで、適切な除排雪の実施について要請していきたいと思っております。

次に、町の除排雪経費の補正でございますが、昨年におきましては除排雪経費の増大により、3月議会及び専決によりまして、総額31,226千円を追加補正し、委託事業組合に支出しております。

除排雪の経費につきましては、年間の平均的な費用により算定しておりまして、特別な事情がある場合は、協議して委託料の額を定めることとしております。

今回も、組合とは十分に協議をして、業務に支障がないように補正を行っておりますが、毎月の精算ではなく、年間の見込みにより判断しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）国道につきましては、今町長が言われるように、なかなか地方自治体が思うようにいかないということはたくさんあると思います。私どもが考えるには、開発や土木が除排雪するにも、自分達が来てやるわけではないのです。やっぱり各町村に重機組合があるわけですから、ひとつ号令をかけたならそれで済む事業ではないかなという気がします。いずれにしろ町民の生活もありますので、今、町長が言われたように協議をして進めていただきたいと思っております。

また、事業組合の中に、年間通しての契約であるということになりますけれども、特別な、やっぱり吹雪の点、また一ヶ月毎に事業組合がおこなう経費について支障がでる場合がかなりあるんじゃないかなと思います。大雪がないということをお願いすることはもちろんですけれども、やっぱりその都度、大雪去年みたいに2月、3月の大雪があった場合には、やはり事業組合と十分協議をして、事業組合があまり負担にならないような方法をとるのも一つの方法ではないかなという気がしております。いずれにしても町民の生活と安全に関わる問題でもありますので、その点重々協議をして今後とも進めて頂きたいと思っております。なにか町長、質問があれば、答弁があればお答えします。以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただいま、遠藤議員の再質問の趣旨については、十分理解できますので、今後とも開発建設部に対する国道の除排雪、そして町道につきましては委託事業共同組合と十分連携を図ったなかです。町民の安心安全を守っていくというのが私どもの使命でございますので、ご指摘の通り進めて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

次に3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）私の方から2点程通告してございますので、質問したいと思っております。

まず一点ですが、公共施設の改築計画について、質問したいと思っております。

既に計画中であった小学校と中学校の改築工事は本年度を以って完成をみますが、引き続き特養老人ホームの移転改築、止別公民館の改築計画が進められているところでありますが、更に、今後新たに老朽化等に伴って改築改修が必要と思われる公共施設、教育センター、それから中央公民館、そして庁舎に併設されているプレハブ、書庫等の耐震化の問題と職場環境の改善を含めた改修が必要と考えますが、このことについて、町長からお考えをお聞きしたいと思っております。

それからもう一点、障害者福祉サービス特別地域加算金の支払いについてですが、この加算金は過疎地域などに住む障害者が利用する福祉サービス事業に対して15%の特別地

域加算を本町は未納があったと報道されているが、その経緯と詳細を町長にお聞きしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず、一つ目の公共施設の改築計画についてでございますが、

先の9月定例町議会の冒頭挨拶の中で申し上げましたとおり、私は、3期目の町政運営に取り組む施策のその一つとしまして、「安心して暮らすための社会資本基盤の整備」を進めることとしておりまして、その中で、公共施設等の整備計画にあたっては、「役場庁舎周辺整備などの社会資本基盤全般について、今後の整備のあり方などを広く検討するため、防災・減災対策を含めて、中・長期的な視点に立っての基本構想を策定して参りたい」と、その考えを述べさせていただいたところでございます。

そのため、まずはこの基本構想の策定が急務でありまして、策定にあたっては、現有施設の状態を分析し、将来にわたって、その機能の維持あるいは統合・集積、移転を含めた利便性の向上、改修又は改築に係るコストなど様々な検討を図った上で、今後の整備のあり方となる構想案を練り上げ、その案を基に町民の皆さんの意見をお伺いし策定して参りたいと考えており、早々に取り組むべく、新年度予算編成作業においてその準備を進めているところであります。

ご質問にあります今後の公共施設等の整備につきましても、この基本構想に基づきました総合的な整備計画をしっかりと立てた上で、将来にわたって無駄のない、より利用価値のある施設整備を目指し、また、財政運営に悪化を及ぼすような過度の負担が生じないよう取り組んでいく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

障害者福祉サービスに係る特別地域加算につきましては、平成21年4月の障害福祉サービス費用、いわゆる報酬額の改定時において、新たに創設された制度でございます。

この制度は、厚生労働大臣が指定する地域において、規模の拡大を図ることが困難である等の事情により厳しい経営環境にあることから、小規模事業所によるサービス提供や中山間地域等に居住している者に対する訪問系サービスの提供を評価することにより、地域におけるサービスの提供体制の確保を図ることを目的として創設されたものであります。

具体的には、中山間地域等に居住するサービス利用者が「訪問サービス」又は「相談サービス」を利用した場合に、基本報酬に15%を加算するものでございます。

12月6日付の北海道新聞等の報道において、障害者福祉サービス事業者への特別地域加算の未支給があった自治体が公表されたところでございますが、本町は全対象事業者への未支給市町村14町村の中に記載されているところでございます。

本町は厚生労働大臣の指定する地域の中の過疎地域に該当するものであり、加算を行わなければならないものでありましたが、制度創設時から「障害福祉サービス受給者証」に「特別地域加算該当者」の記載をしていなかったことから、未支給が発生したものでございます。

本町内で、特別地域加算の必要なサービスは「訪問サービス」のうち、小清水町社会福祉協議会が行う「居宅介護」のみでございまして、制度創設時から現在までは4名の方が利用されておりますが、本年度におきましては1名の利用となっているところでございます。

本町で唯一サービスを提供している同協議会の障害者福祉サービスを、制度に沿って修正した場合の未受領報酬額は、平成21年4月から本年10月までのサービス提供分では340,555円となっているところでございます。

そのうち、平成25年度分の51,188円は過誤修正により是正することとしたところですが、残りの過年度分289,367円については、同協議会が実施している訪問介護事業所は経営収支が赤字であり、単年度毎に赤字補填の助成を行っておりますことから、既に補填は終えているものと判断し、追加支払いは行わないことで同協議会の了承をいただいたところでございます。

従いまして、同協議会からの請求は生じないことから、過年度分の国及び北海道からの障害者自立支援給付費等補助金については、変更は生じないものでございます。

この度の、町が発行する「障害福祉サービス受給者証」への「特別地域加算該当者」の記載漏れによりまして、平成21年4月以降、サービス提供事業所が加算金の請求をできない事態になっておりますことに対し、心からお詫び申し上げます。

これまで、関係する制度についての確認等がなされず経過しましたことは、行政を預かる組織としての問題意識の欠如によりものであり、今後このようなことが生じないように、職員一人一人が制度の詳細について十分注意を払って業務に取り組んで参りますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）町長の答弁がなされ、2021年からということなんですけども、その間、当初4人、今現在1人ということでございますけども、その間、改善命令とかマスコミで報道される前に本町に話があったら教えていただきたいのですけれども。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）お答えさせていただきます。ただいま町長から説明させていただきましたが、制度開始以来その後の確認ができていなかったということでございまして、その後、事業者からのいわゆる社会福祉協議会でございますが、町も気づかなかったこととございまして、唯一の事業所であります社会福祉協議会も気づかなかったこととございまして、新聞報道のする前に北海道の方からの照会で初めてわかったこととございまして、この辺制度が十分確認されていなかったということでございまして、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）ちょっと前後しますが、公共施設の関係ちょっとお話ししたいんですけども、今日の議案には載っていますけど、プレハブの改修がなされるようで、教育委員会がこっちにこられるということで、基本的には私は、プレハブというのは仮設に使われるものだと思いますから、できるだけ町長が任期中に職員が仕事しやすい環境をつくって、もっとひろく感じるような空間のある事務所にさせていただけるようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）要望ということでよろしいですね。

○3番（下平正吾君）はい、いいです。

○議長（坂田秀昭君）次に、8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）先に通告しております質問について伺いたいと思います。

学力学習状況調査の結果と課題、学力の向上対策についてでございます。文部科学省では平成19年度から義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるとして、全国学力、学習状況調査を実施しています。

その平成25年度の全国学力・学習状況調査報告書が北海道教育委員会から11月道内公立小中学校1,744校分の結果を公表しました。

道内の正答率、小学校4科目58.9%、47都道府県中45位、中学校では4科目正答率、60.9%、34位と公表され、北海道教委委員会が目指す全国平均の学力とは程遠い結果となりました。

また、オホーツク管内でも小中学校の全科目で全国、全道平均との差が広がった科目が目立ち、小学校正答率、54.7%、中学校では58.9%の結果となり、今回の調査結果を踏まえ、学校、家庭、地域がより一層連携し、スピード感、危機感を持って学習習慣、生活習慣の確立を図る必要があると思いますが、本町についても学力のみならず学習状況向上にどのような対策を講じるか考えを伺いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） ご質問のありました「学力向上」関連対策等についてお答えいたします。

はじめに、学力向上に関する取組状況ですが、小学校再編により、町内小学校1校、中学校1校となることを見据え、「小・中連携による確かな学力の向上」を主題として、学習事業展開を進めてきているところであります。

平成23年度には、中学校を本務校・小学校を兼務校とする巡回指導教員の配置を行い、算数・数学での連携を軸にした小中連携の在り方について研究を開始すると共に、道教委の指定事業であります「小中ジョイントプロジェクト事業」の指定を受け、平成23年度から平成25年度までの3ヶ年間指定事業を実施し、小中学校の円滑な接続による9年間を見通した学習指導案の確立を図っているところであります。

また、小中学校ともに長期休業中の学習サポートを実施している他、中学校においては道教委の事業であります「退職教員等外部人材活用事業」を取り入れ、退職教員による放課後の学習サポートを実施するなど、授業時数以外の時間帯において児童生徒の個々に応じた学習支援を展開しているところであります。

次に、家庭と連携した学習機会の確保に関しましては、町内小中学校教職員で構成する学校教育振興会に小中連携委員会を設け、小中が連携して家庭学習の取組を強化することを目的とし、家庭学習の定着へ向けてリーフレットの作成を行うとともに、生活リズムチェックシートの活用による生活習慣の見直しを行うなど取り組みを進めているところであります。

ご質問にありますとおり、学校・家庭・地域が連携し学習習慣や生活習慣の確立を図ることが教育委員会としても喫緊の課題であると考えております。

現在、小中学校においては学力向上対策を最重点課題として各種取り組みを展開しているところであり、また、児童生徒が学校に居る時間帯だけでは学力向上や学習習慣に対する指導に限界があることから、今後においては、家庭学習や家庭における生活習慣の改善を通して学習状況全般の向上が図られるよう、取り組んで参りたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君） 北海道教育委員会が平成25年、今年の実況調査の結果を受けまして、報告書を作成いたしました。平成26年度全国調査までに学力を引き上げること、さらに29年度までにすべての管内で全国平均まで引き上げることということで、総合的な学力向上を目指しているとしておりますが、今教育長から答弁がありましたようにいろいろな改善策を講じているということではありますが、この改善策等も含めましてこういった議

論、検討施策というのはどういう組織というか、どういう場で協議、検討なされているのか、さらに今、いろんな施策、対応策を言われましたが、そういった部分については、計画的な推進計画的な策定がされているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）お答えしたいと思います。

今、北海道においては、全国の学力から見て非常に下位層であるということで、特にオホーツク管内においても、全道からまた下回っているということで管内の教育長部会も非常に危機感をもってそれぞれの校長会、教頭会を中心としながら、学力対策向上にそれぞれ各学校で取り組んでいただいているところであります。

ただ、学校においては、本町は小学校1校、中学校1校ということでやっと学校再編によって小中連携の形をとれる形になっておりますが、各地管内においては、近隣の町村においても僻地校が存在しているということで、町内においても教育のバランスが非常に各教育委員会とも悩みを持っているところでございます。本町においては小学校再編を見据えて小中学校の連携教育ということで、教育委員会では早くから町議会の文教の委員さんともお願いしながら小中連携のあり方について勉強を続けてきておりました。ということで、たまたま小中連携に伴う道教委の指定事業がありましたので、巡回教諭の活用を加配で受けまして、小学校に中学校の先生が行って算数を教えるような形をとって、小学校、中学校の先生の連携が非常に今、活発にされております。先生の資質向上が上がることで子どもたちの学力向上に目指す大きな要因になるということで私は考えております。

今後も市町村においてはそれぞれ学力向上に対する展開がございしますが、小清水町は小学校、中学校連携を軸にして9年間の義務教育の学校カリキュラムを組みながら今後とも校長会を中心としながら先程申しました小中連携の学校振興会の中に連携委員会を設けておりますので、その中で家庭と連動した学力向上に向けて努力をして参りたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）

8番、高橋隆文議員。

○8番（高橋隆文君）校長会をはじめとして一所懸命取り組んでいるということでありますから、組織を十分に利用しながら進めていただきたいと思います。さらにもう一点であります、学習状況調査の成績に関しましては、現在の実施要項は、学校の序列化や過度の競争につながるおそれといたしまして道教委等の市町村別の成績等や市町村教委による学校別の成績等の公表はいずれも認められておりませんが、文科省では平成16年から一定の条件を付けたうえで学力学習状況調査等の実施要項を改正いたしまして、教育委員会の判断で学校別や市町村別の成績の公表を可能にするということで発表したところであります。教育施策の検証や改善のために各教育委員会に成績の公表についての判断を委ねるというご指示になってございますので、その対応についての考え方について伺いたしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）調査結果の公表に関してご質問にお答えしたいと思います。ご承知のように平成26年度の学力調査から国は今までのテストの公開については、特に平均生徒については、非公開ということで実施要領で定めておりました。

この度、平成25年11月29日付で平成26年の4月22日に平成26年度の学力テストがまたございます。この時の実施要領からですね、今までと違って保護者に対して一定の説明責任が必要であることの観点からこれまで非公開とされておったものについて

は、一定のやっぱり取り決め条件がありますが、これを活かした上で市町村の教育委員会の判断で公表することが可能であるということで実施要領で定められた大きな改正がごございます。オホーツク管内、特に北海道教育委員会においては、国の実施要領に基づいてこれまで非公開、特に北海道教育委員会は非公開という形でオホーツク教育局、そして管内の教育長会の足並みを揃えて非公開としておりました。ただ、道教委については、北海道の全国水準の数値だとか管内別の公表をご案内のとおりおこなったところでごございます。

本町においても、それぞれ小中学校の保護者については、やはり家庭の状況いわゆる生活関連の調査もおこなっておりますので、やはりテレビの見る時間が長いだとか家庭学習が少ないなどの報告を保護者には一定の説明をしております。また、次年度以降についてはですね、小清水小学校1校、中学校1校ということで、もし、北海道が公表するということになる小清水町の学校名が1校ですので、学校名が表示されることになります。できれば私は、これについては、序列化だとか過度な競争がつながることから対外的にはできれば公表は控えていきたいなということで今、考えておりますが、ただ保護者についてはこれまで同様、生活に関する家庭の学習の必要性が最も大切であると考えておりますので、ある程度のテストの傾向の分析だとか、平均生徒率も含めた形でできれば今後、学校とも協議しながら前向きに情報を公開していきたいと考えてますが、ただ今後北海道、またオホーツク教育局、管内の市町村教育委員会の動向などを見極めながらですね、十分今後教育委員会で慎重に協議をして26年度以降のこの関係については対処して参りたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）

次に、7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）先に通告してあります、2点についてご質問いたします。

まず1点目に、冬季暖房費扶助事業についてであります。所得の低い高齢者世帯に対して、冬期間の暖房費の一部助成を実施していますが、近年の灯油価格の高騰による家庭生活への影響を考え、助成対象世帯を町民税非課税世帯にすべきと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

2点目にあります。放課後子ども教室学習支援についてであります。放課後子ども教室に、多くの児童が参加していますが、子供達の発達、成長、教育の格差が広がらない様、学習支援のための相談員を増やし、丁寧な支援をすべきと思いますが、教育長の所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問の第1点目にお答えをしたいと思います。本町の暖房費助成事業でございますが、平成13年度から所得の低い高齢者の方々を対象として、冬期間に増加する燃料費の一部を助成し、高齢者世帯の福祉向上を図ってきたところでございます。

助成対象者は、高齢者による世帯構成で、かつ年収所得基準を設定しており、年収については、生活保護の収入基準を参考としているものであり、助成額については、平成18年度から1世帯あたり12,000円を支給しているものでございます。

本事業は、平成24年度から小清水町社会福祉協議会の自主事業として、町からの補助金を財源として実施していただいているものでございまして、助成対象者等の事業内容は、町が実施していた内容のものと同等になっているところでございます。

本年度の事業につきましては、既に助成申請受付を締め切り、審査の結果、12月4日に24世帯の方々に灯油券が発送されたと伺っております。

議員のご提案は、助成対象世帯を町民税非課税世帯まで拡大すべきであるとのことですが、これについては様々な考え方があるところでございます。

燃料費の高騰は、経済的に大きな負担になるものと考えますが、事業実施主体であります社会福祉協議会といたしましては、当面は現状の助成対象世帯の基準を維持し、冬期間の暖房対策として継続していく考え方であると伺っているところでございます。

町といたしましては、今後におきましても、燃料費の高騰の推移などを見据えながら、助成対象世帯の拡大等については、社会福祉協議会と連携を図りながら、検討していきたいと考えておりますので、ご理解頂きたいとおもいます。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） 2点目の放課後子ども教室学習支援についてのご質問にお答えいたします。

放課後子ども教室は、放課後の子ども達が、安全に安心して活動できる場所として小清水小学校に開設し、スポーツや文化等を中心とした活動を行い、子ども達同士の交流を深めるとともに、様々な行事を通しての体験活動や宿題等へのアドバイス等の学習支援を行っています。

また、放課後子ども教室では、地域のボランティアの方々の参画を得て剣道、テニス等のスポーツ活動や、太鼓、お茶、百人一首等の文化的活動等様々なクラブ活動も行っております。

ご質問の学習支援活動についてですが、現在は、学校の教員をされていた方を学習アドバイザーとして雇用し、週2回3時間ずつ、宿題等へのアドバイス等の学習支援を行っています。

また、それ以外の日につきましては、職員や安全管理員が付き、児童の宿題等を行う機会の充実に努めております。

このように、放課後子ども教室の活動は多岐にわたっておりますが、本町における放課後子ども教室は、学習に重点を置く活動ではなく、幅広い活動の場を通して、ボランティアの方々や異なった学年の児童などとの関わりを生かした活動を行い、子ども達が社会性や協調性を学び、自主性を培うことができるような活動を中心に、今後も進めて参りたいと考えております。

したがって、教育・学習の充実にあたりましては、学校教育において教育の格差が広がらない様に対策を講じ進めて参りたいと考えております。

また、教育委員会としては、学力の向上に関しましては、学校だけでなく家庭学習も非常に大切であると考えておりますので、家庭においてそれぞれの子ども達の学習環境づくりの充実をお願いしたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君） 1点目の冬季暖房費扶助事業であります。ご説明ありましたとおり社会福祉協議会の事業ということで移行されたということですが、既に近隣町村でも12月補正予算で、対象世帯を広げるという取り組みが各自治体で管内的にも増えてございます。今後の燃料費等の価格推移もみながら、事業者である福祉協議会と協議もしながら進めるということでございますので、今後に向けて今後の協議次年度以降の考え方についても十分慎重に近隣の各自治体の取り組みについても参考にしながら進めたいと強く前向きに対応していただくことを強く要望したいと思います。

2点目ですが、放課後子ども教室での学習支援については、放課後子ども教室全体の取り組みの中のいわゆる一部分というところなんでしょうかと思いますが、小清水小学校のあるクラスで児童が同じクラスの同級生に、生活実態のアンケートをとったことがあります。要するに3Dゲームなどのゲーム機で1日過ごす中でのゲームで遊ぶ時間何時間ですかと

いうある児童のアンケートに対して、そのクラスでは、4時間から5時間が圧倒的に多いと、最長では6時間という割と高学年の方ですが、そういう子供たちの実態があります。合わせてそのゲーム機、私は経験はありませんが、ゲーム機は色々な機種があつて、インターネットに接続できるゲーム機もあるということでゲーム機を使ったラインの接続、そういうことで一度に多くの友人との会話やあるいはラインで送っても開かないことは私を無視してるとか、そんな今話題になっているいじめの始まる機会、そういう子供たちの環境が変わっているんだなというふうに感じます。そういう中で、やはり教育問題も合わせて考えますと、教育委員会が実施している放課後教室が果たす役割は、本当に親御さん以上に町民全体としても注目すべき教育行政の一環ではないのかなというふうに考えます。今後教育委員会を始め、土曜学習などの、今教育長がおっしゃられた地域の方のボランティアの方を含めた土曜学習についても今後協議が始まると思います。そのことも含めて今後子供たちの教育力といいますか、学習力の引き上げに向けた考えをもう一度ご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君） 1点目の冬季暖房費扶助事業について、私の方から、ちょっと誤解があつてはまずいので、お答えしたいと思うんですが、実は、近隣町村の12月補正というお話も工藤議員からお話がでてたんですが、本町では、冬季暖房費扶助事業というのは、当初予算から組んでおりまして、例年20数世帯から30世帯くらい、毎年予算化して灯油券を給付しているんですが、こういった町は管内で非常に少ないです。たぶん小清水くらいだと思います。そういう中で、灯油の高騰になっているということで12月補正をしている町村は、今年ばかりでなくて過去にもあります。そういうことは、実際近隣町村でもあります。その時に非課税世帯全体に配っていることはあると私も聞いております。しかしながら私は、この冬季暖房費扶助だけをみていただくのではなくて、小清水町はそういった高齢者に扶助している全体として僕は考えて欲しいと思っています。例えば、小清水町では温泉入湯料給付事業といって年間680万くらい高齢者の方々に扶助しております。それから、敬老祝い金支給事業は年間508万です。これは近隣町村ではどこもないです。そういったことで、今言った二つだけでも1200万くらい、高齢者に対して扶助してるということも含めて、工藤議員にはお考えいただきたいと、冬季暖房費扶助だけを考えるのではなくて、トータルとして高齢者に小清水町はこういうことをしているんだよということを認識していただきたいというふうに思います。従って来年から何も変えませんよとかそういうことではなくて、そういうことを全体的に考えた中で、まだまだ灯油価格が上がるかもしれません。従って、今1世帯あたり12,000円の灯油券を給付しておりますが、それはいつまでも12,000円ではなくて、もしかすると上がるかもしれません。そういったことは社会福祉協議会と町とで、総体的に今後どうしていくかということをいろいろ検討して、答えを出していきたいと思っておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（坂田秀昭君）

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君） 放課後子ども教室の関係ですが、ご承知のように小清水町の放課後子ども教室は全道でも珍しく、留守家庭関係なく1年生から6年生まで子供たち全員を受け入れをして、ご承知のように児童数241名中、198名が放課後子ども教室に登録をして、毎日100名近い子供たちが、放課後、自宅に帰るまで、学校で放課後子ども教室に通っております。先程申しましたように、あくまでも学習についてはサブ的にやっているということでご理解をいただいたかなと思うんですが、今まで家庭に帰ったり、トレー

ニングセンターのロビーでゲーム機を持ってた子供たちが、非常に4時から6時の間、少なくなったのかなと思っております。ただ、ご承知のように今、小学校でも小清水町は20数%の子供たちが携帯を持っている現実があります。中学校はそれ以上ということで、ゲーム機もラインができるということで、非常にいいことに使えばいいんですが、いじめに使って仲間はずれにしたりということで非常に危機感を私も持っているんですが、今中学校でも一時ラインが非常に流行ったんですが、学校では子供たちと家庭に協力をお願いして、ラインを禁止するということで、今沈静化の方向に向かっております。ゲーム機については、親が買って与えて、携帯もそうですが、これは家庭教育に私はお願いして、やっぱり家庭の力を借りないと防止はできないのかなと思っております。ご承知のように、テレビを見たり、ゲーム機をする時間は、特に北海道においても高いし、オホーツク管内においても高いし、小清水町もそれ以上に突出して高いです。これは、やっぱり家庭にお願いして少しでも学習する時間を振り返っていただきたいということで、ぜひこれから家庭に発信して、家庭、地域、学校が一体となって子供たちの教育活動の向上に向けたと思いますので、土曜授業の話もでしたが、できれば小清水町も現状体制の中で土曜授業を今、学校長にお願いしてできないかということで指示をしておりますので、そうすると平日の時間帯に子供たちがびっちり授業をした時間が若干余裕がでてくることとなります。その中で先生に学校で復習をしたり予習をしたり、一部土曜でそういった学習に振り替える時間ができれば、学校の先生なり、子供たちの時間が余裕ができることはやっぱり一番学力向上に大きく向かう要素かなと思ってますので、この点について教育委員会もですね、今後そういった土曜の復活も含めながら、検討を進めて参りたいと思っております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）以上で通告の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第59号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第59号、小清水町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）ただ今上程されました、議案第59号、小清水町課設置条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、待機児童対策の推進及び地域の子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法が平成24年8月に制定、公布され、本年9月定例会におきまして、小清水町子ども・子育て会議条例制定について議決をいただいたところでございます。

これが今後におきまして、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に行う仕組みを構築することに加え、平成27年4月以降は支援事業計画に基づく国等からの助成窓口が保

護者から自治体に対して行う施設型給付費という形になりますことから、町として窓口の一本化を図るべく機構を見直し「子育て支援課」を新設するものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をご覧ください。

第1条第1項中、保健福祉課の次に子育て支援課を置き、次頁の第2条第1項中、同じく保健福祉課の次に子育て支援課の分掌事務（1）から（4）までを規定するものでございます。

なお、同課には保育係と子ども支援係を配置する予定であります。

最後に附則でありますが、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、八木議員。

○5番（八木勝正君）お伺いしたいんですけども、改正後の保健福祉課の中に組み込まれてる児童福祉に関する事と、それから子育て支援課で新たに謳われてる事との違いを教えてくださいたいんですけども。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）お答えをいたします。子育て支援関係事業につきましては、子ども子育て会議の運営と八木議員さんがおっしゃった児童福祉の関係がございしますが、基本的に平成26年4月に窓口を設置して、今後、乳幼児の医療とか、児童手当とか、具体的な事務については、平成27年度以降、国の動きを見ながら、また組織も含めて検討して参りたいと考えております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第59号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

◎発議第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、発議第11号、小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。

提出者、遠藤満夫議員の説明を求めます。

9番、遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）ただいま上程されました、発議第11号 小清水町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、小清水町設置条例の一部改正によるもので、別途お配りしております新旧対照表のとおり、第2条第2号中の「保育所」を「子育て支援課」に改め、施

行期日を公布の日からとし、適用は平成26年4月1日からとするものです。

よろしくご審議を賜わりますようお願いいたします。以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第11号採決いたします。原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。よって、発議第11号、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第60号、平成25年度小清水町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

説明を求めます。鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました、議案第60号、平成25年度小清水町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ296,544千円を追加し、予算の総額を4,601,542千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正は、平成26年度より新たに指定管理となります高齢者生活福祉センターと、コミュニティプラザ及び図書館の管理料につきまして、いずれも、平成28年度までの3ヶ年の限度額を追加するものでございます。第3表 地方債補正は、事業費の追加採択がありました道営小清水地区農道整備に係る地方債の追加に、消防救急デジタル無線整備、スクールバス購入事業費の確定及び過疎ソフト事業債の発行可能額の追加算定によりまして、限度額を変更するものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出予算についてですが、事業費確定による減額分を除く主なものについてのみ説明をさせていただきます。主要施策調と合わせてご覧下さい。

まず、2款 総務費の1項 総務管理費では、起債管理の新システムを導入することとしまして、3目 会計管理費で1,943千円、教育委員会の庁舎移転に伴いますプレハブ棟の改修費としまして、4目 財産管理費で1,786千円、網走バスの路線維持・運行補助としまして、8目 交通対策費で10,473千円の追加に、道職員との相互派遣未実施による1目 一般管理費の減額を加えました、13,545千円を追加、3項 戸籍住民基本台帳費は、市街地区の住居表示制度を検討する基礎資料の作成としまして委託料326千円を追加計上するものです。

次に、15ページになります。

3款 民生費、1項 社会福祉費は、1目 社会福祉総務費で、1件の指定寄附金の積立金81千円追加のほか、地域の元気臨時交付金を活用したふれあいセンターの省電力化工事費27,428千円、外出支援サービス利用者の増による、9目介護保険対策費336千円、合わせて27,845千円を追加、2項 児童福祉費は、2目 保育所費で、未満児

等の入所増加に対応する保育士賃金2,470千円の追加、3目へき地保育所費で、不足が見込まれる燃料費及び運營業務委託料を追加、これに、保育所の工事費確定による減額を加えた総額で、2,277千円を追加計上するものです。

4款衛生費は、後期高齢者医療費の精算による追加負担金としまして、4目医療保険費で1,757千円、5目環境衛生費で、地域の元気臨時交付金による簡易水道特別会計繰出金の追加24,300千円、合わせまして26,057千円を追加計上するものです。

次のページになります。

6款農林水産業費は、共同利用によるてん菜育苗施設の整備費補助としまして、3目農業振興費で3,550千円、4目畜産振興費は、草地整備事業計画策定に向けまして、町営牧場内に点在する財務省用地の取得費500千円、草地等の干ばつにより不足した舎飼い施設の飼料等の購入に係る負担金1,996千円、合わせて2,496千円、5目農業農村基盤整備推進費は、止別地区土地改良組合に管理をお願いしている西幹線排水機場ポンプの改修費負担金347千円に、地域の元気臨時交付金による活性化センター省電力化工事費4,907千円を加えた、総額11,300千円を追加、7款商工費は、不足が見込まれる観光施設の燃料費、在庫が僅かな観光名刺の台紙印刷費を合わせた267千円を追加計上するものです。

8款土木費、2項道路橋梁費は、本年度施工の7路線の道路台帳整備としまして、1目道路橋梁総務費で1,344千円、2目道路新設改良維持費は、事業費の追加のありました道営事業負担金14,625千円に、街路灯等の電気料不足分304千円を加えた14,929千円、合わせまして16,273千円を追加、3項住宅費は、国庫補助採択がありました南団地D棟の工事費追加など、57,413千円を追加計上するものです。

次のページになります。

9款消防費は、本部人件費の削減分及び消防救急デジタル無線実施設計費追加などの増減により、負担金5,981千円を減額計上するものです。

次に、10款教育費ですが、1項教育総務費は、スクールバス購入事業費の確定などによりまして、総額2,774千円を減額、2項小学校費は、給食配食時の異物混入防止のため児童用の配食用白衣を整備することとし、消耗品費、クリーニング料を追加するほか、給食センターとの電気料負担の見込み確定による光熱水費の増額で、1目学校管理費4,596千円追加に、跡地整備の事業費確定による減額を加えた3,921千円を追加、3項中学校費は、1目学校管理費で、屋内運動場の管理に支障となる樹木の伐採費としまして、建物等修繕料1,575千円、新校舎供用により追加となる電気料3,478千円、破損が著しい生徒用机・椅子の備品購入費685千円のほか、新校舎移転に必要な経費の追加に工事費の確定による減額を加えました4,940千円を追加。

次のページになります。

3目学校建設費で、国庫補助の内示を受けました旧校舎の解体費を計上することとしまして、工事に係る手数料のほか、解体工事費122,161千円の追加に、物置整備工事費の不足額及び事業費確定による増減額を加えました工事請負費123,155千円追加に、備品購入費の不足分を合わせました123,403千円を追加、中学校費総額で128,343千円を追加計上するものです。

次の5項社会教育費は、利用実績の増加で不足が見込まれます社会教育バスの運行費としまして、2目社会教育振興費で1,050千円、地域の元気臨時交付金による図書館省電力化工事費24,646千円の追加などに、執行残を加えました総額25,833千円を追加、6項保健体育費は、小学校校舎との電気料負担の見込み確定によります光

熱水費4, 588千円を減額計上するものであります。

続きまして歳入予算ですが、9ページにお戻り下さい。

まず、13款 国庫支出金は、公営住宅長寿命化事業及び中学校校舎解体事業の採択、地域の元氣臨時交付金の交付決定によりまして、2項 国庫補助金で総額230, 863千円追加に、次のページ、参議院選挙費の確定による減額を計上、15款 財産収入は、中学校の伐採した支障木の売り払い収入100千円を、16款 寄附金は、1件の指定寄附金81千円をそれぞれ追加計上するものです。

次のページの、20款 町債は、第3表 地方債補正でご説明しましたとおり、事業費の追加、確定等によります増減で、総額22, 600千円を追加するほか、9ページへお戻りいただきまして、9款 地方交付税で、一般財源調整分43, 765千円を追加計上するものでございます。

なお、23ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙費の人件費減額分となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）13ページの戸籍住民基本台帳費の関係ですけれども、先だってこの件に関して、連合自治会の方にご説明があったのではないかと思うのですが、ちょっと色々お話を聞いてるときちんとした情報が伝わってない部分があったのではないかなと思われまので、今後もその辺の情報について内容についてはきちんと伝わるような事を検討していただけたらと思います。

それと、畜産振興費の中の町営牧場管理費用負担金の金額の内容についてですけれども、もう少し具体的に内容についてお尋ねしたいと思います。

それと住宅建設費の長寿命化工事ですけれども、この工事の内容についても具体的にどういったものをやるのかもお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）1点目の住居表示の検討の関係でございます。八木議員申しましたとおり、一度、連合自治会でご説明してあります。説明につきましては、自治会長会議をやって詳しく説明するという事で説明してあります。その後については11月18日説明してまして、出席の方については説明してあります。ただ、あくまで自治会長さんだけです。今後については、1月に入って、その地区について詳しく説明しようということでこの予算について補正させていただこうということでございます。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）権藤産業課長。

○産業課長（権藤結君）町営牧場管理費用負担金についてでございますが、内容といたしましては今年春先の低温と夏の干ばつ影響によって牧草の収量が町全体で落ちたわけなんですけれども、特に牧場の採草地の収量が例年、乾燥ロールで950ロール程度収穫できるものが435ロールと半分以下の極端に低い収量となりました。これは、自然災害的な要因と草地更新をしていないという二つの要因が重なって大きく落ち込んだということで、町といたしましては、不足する牧草ロールの購入費8, 501千円に対して、約4分の1の1, 996千円を支援するという事にいたしました。以上です。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）南団地の工事の内容でございますが、長寿命化計画に基づきまして南団地の外壁の塗装そして屋根の防水の工事を行いまして、長寿命化を図るものでございます。今回の計画では、今年度において二棟分予算を計上し、残りの二棟については

翌年度以降実施する予定としております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

5番、八木勝正議員。

○5番（八木勝正君）一番目の住基の関係ですけれども、中には番地が変わるといふふうに思われている方もおられたように聞いてますので、その辺、今後ともちょっと丁寧な説明をしていただけたらなというふうに思っております。

それと、町営牧場の関係ですけれども、牧草の収量が減った分に対しての補助金という事だったかと思うのですけれども、この金額については指定管理者と協議したうえ、算定した金額ということで理解して大丈夫ですか。

3番目の団地の工事ですけれども、外壁それから屋根等の工事をこれから冬に向けて工事をやるということなんですけれども、これ時期的に補助金の関係で、今でないと工事が補正予算組めなかったということなのかどうなのか、それから冬に向けての外回りの仕事ということでその辺は十分検討された中での工事なのかその辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）今回の工事につきましては、公営住宅ですけれども事業量が増えたこともありまして、許可をいただいた後、繰り越しにより来年度の工事とする予定としております。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに質疑。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）ちょっと質問が重なりますが、戸籍住民基本台帳の件で私の方から、作成業務326千円ということですが、これ自体の各年次ごとの実施要項が策定はまだしていない段階なんですか。それとですね、その点と総体的な予算規模がどのくらいになるのかその点をお聞かせ願いたいとおもいます。

あともう1点ですが、学校管理費の中学校、減額補正してますが、前回第5回の定例で減額しなかったのはどういう理由で合わせてできなかったのかをお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（坂田秀昭君）横山町民生活課長。

○町民生活課長（横山仁君）住居表示の関係でございます。実施要項については実際いつからやるかっていうのをまだ決めておりませんので、作成しておりません。住居表示の業務については、概算で約2300万を計画しています。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）金原管理課長。

○管理課長（金原武浩君）ご質問のありました中学校管理費におけるグラウンドの階段、当時の減額の関係だとおもいますのでお答えさせていただきたいと思います。

はじめに、9月の補正に関しましては、階段工事が終わって間もないということもありまして、不測の事態に備えるという部分も含めて、歳出予算の確保を行ったというのが1点、それと9月にご承認いただきました専決処分による階段工事費の入札残から、小学校、それと給食センターの解体工事費に追加補正をおこなった補正予算に関しましては、総額の変更が無く、款項の金額に異動が生じない補正としてですね専決処分させていただきましたことから、最終的な入札残、時期につきましては今定例会において減額補正をさせていただくものでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）3点ほどお聞きしたいんですけれども、まず、主要政策調べのプレハブの改修工事について、耐震の問題とか安全面ではこの金額で問題はないのかということ

が1点。

それから先程、八木議員から質問ありましたことで、権藤課長にちょっと聞きたいんですけども、基本的には草の収量が採れないのは牧場ばかりではなくて、酪農家全部総体が採れないわけですよ。そしてこれを支援をするということは、牧場を利用している生産者だけに支援をするという形になるわけですね。結局、預託料、放牧料が安くなるわけですから、それを全部勘案せば放牧料が上がるわけですから、生産者の負担制というのは、その辺の公平性はどうかというのと、もう1点は特別勘定、これは指定管理者制になってる故、今まで以上にその辺の整理をきちっとしなければダメだと思うんですけど。従来牧場事業というのは町が、町営牧場ですから農協が全面委託を受けてやってきてそれぞれ、今年200万赤字になりました、300万赤字になりましたっていったら、町はそれを補填をしてきましたけども、それもちょっとどうだろうということで、その後にそれぞれ生産者、農協の努力によって赤字した者は生産者で見ようと、農協が見ようと、それから利益が出た者は、それぞれ収益で受けようという形になってるんですけども、今後、そういう問題が発生したら、全て、例えば、冷害だったから、草が採れなかったから、色んな問題が出たときにそういうものを補填していくのかを聞きたいし、ただ預託数がどんどん減少してくと、非常に放牧料、入牧料が減ることによって上がまらずいということになれば、これはまた別な考え方にたって支援してかなければならんと思うんですけども、その辺を聞きたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）1点目のプレハブの関係でお答えしたいと思います。結論からいうと、プレハブは耐震は無いというふうに思います。もちろんこの庁舎も耐震はまったく無いと思ってます。今回補正させていただいたのは、旧産業課が入っていたところが今空いていて、利活用が非常に低い。今、教育委員会が遠い所にいるので、耐震は無いけども、そこで当分の間、一緒に役場と一体となって仕事してもらおう事が一番住民にとってもいいし、私どもにとってもいいだろうという判断でそうさせていただきました。従いまして、先程一般質問の中でもありましたけども、将来の公共施設の基本構想はそういった事も含めて考えておりますので、今回は、費用をできるだけかけないように最低限というふうに、予算計上させていただいておりますので、その点ご理解をいただきたいと思います。ずっと使うことではなくて、当面使わせさせていただくために必要最低限の費用を計上したということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）権藤産業課長。

○産業課長（権藤結君）牧場の飼料代の購入ということなんですけども、まず利用者への公平性はどうかということですが、今現在舎飼施設への利用している農家戸数は、酪農家36戸のうち、22戸と、約3分の2弱利用しております。公平なのかどうかという議論にはなるんですが、大まかに見て、公平性はここでとれるのではないかなというふうに考えています。頭数でいいますと、498頭と約500頭。これは総頭数約4千頭のうちの12%強ということになってます。それと今後こういう事がでた場合、町としてずっと補填を考えているのかという事なんですけども、一応協定書の中では、こういった飼料の購入だとか、消耗品の購入は全て指定管理者側の負担になるわけですが、先程も申しましたが、自然災害といった要因と、草地更新が今まで大々的な草地更新をしていなかったという、そのへん町の責任もあるという考えで、今回4分の1を支援するというにいたしました。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）十分理解はできないんですけども、自然災害ということで、今回限りということでございますけども、基本的にはもう、農協が指定管理で持っている牧場と農協自体で持っている乾燥工場も、でんぷん工場も、それから青果の施設もこれ全部生産者のお金で運営している訳です。ですから、今年の例えば人参の選別量がこれだけになりました、乾燥工場の乾燥調整費がこれだけになりました、毎年違うんです。経費がかかれば、高くなる、麦が量が足りなければ高くなる、それ全部払ってるわけですよ。ですから、畜産農家だけとはいいませんけども、その辺もやはり十分農協と話し合ってますね、これのでんぷん工場も同じですよ。澱粉加工料も澱粉が少なければ上がる。これも自然災害だから、町でみますかってみる訳にいかない訳ですから、それも含めて、今後一気にはいかないだらうけれども、それも十分農協と協議しながら進めていって欲しいと考える。以上です。

○議長（坂田秀昭君）答弁ありますか。

○3番（下平正吾君）はい、いいです。

○議長（坂田秀昭君）他に。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第60号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第61号、平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました、議案第61号、平成25年度小清水町介護保険特別会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ保険事業勘定において5,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を379,103千円とするものでございます。

34ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、2款1項 介護サービス等諸費につきましては、居宅介護等及び施設介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして、追加又は減額し、差引合計5,140千円追加計上いたしました。

次に歳入予算の補正ですが、戻りまして32ページをお開き下さい。

1款1項介護保険料につきましては、歳出予算に充当する財源調整分として254千円追加計上いたしました。2款1項1目介護給付費負担金は、平成24年度給付費等の確定に伴い追加交付となる国庫負担金分で127千円、3款1項1目介護給付費負担金につき

ましても国庫負担金と同様に平成24年度道負担金分で4,184千円、4款1項1目介護給付費交付金につきましても同様に平成24年度分で575千円をそれぞれ追加計上いたしました。以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第61号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、原案のとおり可決されました。

◎議案62号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第62号、平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました、議案第62号、平成25年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の36ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,360千円を追加し、予算の総額を201,748千円とするものでございます。

地方債の補正でございますが、38ページをお開き下さい。

道営畑地帯総合整備事業の小清水北地区営農用水事業に関する簡易水道事業債において、財源の一部に地域の元気臨時交付金を充当することにより、借入額を24,400千円減額し、限度額を63,600千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、42ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、2款1項1目維持管理費11節需用費の水道施設修繕料において、9月に発生した落雷により小清水北地区水道施設の送水機器に被害が発生したことから、その修理のための費用を含め、今後の修繕に必要な費用として2,000千円を追加計上いたしました。光熱水費では、電気料金の改定に伴い不足が見込まれますことから、360千円を追加計上いたしました。

2款2項1目建設改良費は、歳入に関する財源の調整でございます。

次に、歳入でございますが、40ページをお開き下さい。

道営営農用水事業に地域の元気臨時交付金を充当することから、3款1項1目一般会計繰入金において、24,300千円を追加計上し、6款1項1目簡易水道事業債を24,400千円減額いたしました。また、財源調整として、4款繰越金で、2,460千円を追加計上いたしました。以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

3番、下平正吾議員。

○3番（下平正吾君）簡易水道特別勘定について、お聞きしたいんですけども、今、課長の話聞いてうっすら判ったんですけども、ちょっと確認したいんですが、基本的には、地方債24,000千円減らす。これが簡易水道事業債ですか。これを減らして一般会計の方から繰出繰入をするという形になっているんですけども、この主要調べによると最後のページを見ますと、簡易水道の資金を繰り上げする理由はあくまでも今、さっき言った補助金が入ってくるという前提のもとで減らすということと理解していいんですか。この表だけみると私は、この起債を24,400千円減らして、一般会計繰入金で24,000千円入れてちょんちょんではないかということだから、なんで一般会計借り入れて、条件のいい地方債を繰り上げて一般会計に入れるのかなという気がしたものですから、さっき言った補助金が入ってくるということといいのですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）お答えいたします。先の元気臨時交付金の中でもお話ししましたけども、24,300千円の算定の基礎となるのが、簡易水道の営農用水事業、つまり国の補助採択、道が受けまして道営事業の追加がでてるわけですね。昨年の国の補正に伴いまして、この事業費がついてますので、あくまでも元気交付金の24,300千円に対しましては、簡易水道事業として、算定されたものなので、それについては、簡易水道事業に充ててくださいというルールに基づいて、今回決定を受けましたので、一般会計から繰り出し、簡易水道会計ではその財源を繰り入れるという形で補正を組んだものであります。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第62号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第62号、原案のとおり可決されました。

◎議題63号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第63号、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました、議案第63号、平成25年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の44ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410千円を追加し、予算の総額を136,537千円とするものでございます。

補正の内訳でございますが、49ページをお開き下さい。

歳出予算の補正でございますが、2款1項1目維持管理費11節需用費の光熱水費にお

いて、電気料金の改定に伴い不足が見込まれますことから、410千円を追加計上いたしました。

次に、歳入でございますが、47ページでございます。

財源調整といたしまして、5款繰越金で410千円を追加計上いたしました。以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第63号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第63号、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第64号、小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君）ただ今上程されました、議案第64号小清水町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

小清水町高齢者生活福祉センターは、高齢者の福祉増進を図ることを目的として、平成10年に開設したところであり、当初より老人デイサービスセンターの運営及び居住部門を含む施設全体の管理・運営は、町との業務委託契約により小清水町社会福祉協議会が担っているところでございます。

このことから、同協議会に対し指定管理者制度を活用した施設の管理・運営の受託について要請、協議を進めてまいりましたが、この度11月20日付で受託する旨の回答を得たところでございます。

本施設の管理・運営を公共的団体であります同協議会が行うことによりまして、より適切・効率的な利用の促進が図られるものと判断したところであり、公募によらない指定管理者の候補者とするものでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、小清水町字小清水648番地の1 社会福祉法人小清水町社会福祉協議会会長、樫原功氏を指定管理者として指定するものでございます。

なお、指定の期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第64号採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第64号、原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第65号、小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）ただいま上程されました、議案第65号小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書の29ページをご覧ください。

小清水町コミュニティプラザ及び町立小清水図書館の指定管理につきましては、住民サービスの拡充を図り、小中学校の教育活動への支援を行うため、平成26年度より実施することとして公募型プロポーサル方式により指定管理者の募集を行ったところ、町内2社から申請がございました。

これを受けまして11月6日、各社のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、その後、選定会議において各社の評価を行った結果、議案に記載しておりますように、斜里郡小清水町字小清水658番地の4、一般財団法人 ふれ愛こしみず 理事長 秋元健一氏を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりご提案申し上げるものでございます。

なお、指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）11月に選定会議を開かれたということですが、その際には、希望された会社それぞれ単年度の計画を出されたのか、あるいは3年間の期間にわたっての計画をだされたのか。そして、合わせて管理運営以外にも付帯する関連事業等についてもいろいろ精査されたのか、その点もご説明をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）ただいまご質問のありました件についてお答えいたします。まず、単年度なのか3ヵ年かというご質問ですが、そのことにつきましては、3ヵ年にわたっての計画ということで検討、プロポーサルさせていただいております。

それから、関連事業の関係についてですが、それぞれ各事業者の方からいろんな事業の説明をいただきまして、それについて検討させていただきました。以上です。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）今、説明あった、付帯する関連事業の具体的な内容についてはいかがでしょう。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

瀧口社会教育課長。

○社会教育課長（瀧口顕君）ただ今の関連事業の関係でございますけども、指定管理者として選定させていただきました、一般財団法人ふれ愛こしみずさんのほうにつきましては、自主事業としましては、現在やっております図書館まつりの他に、年2回の工作教室、年10回の寺子屋教室、七夕まつり、あと親子読書感想文コンクール、ボランティアとの共同事業など、いろんな自主事業の部分の提案がございました。以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、4番、森浩議員。

○4番（森浩君）図書館の役割というものは、町民の生涯学習だとか、子どもから年寄りまで交流をする場として、大変貴重な場所だと私は思うんです。私が色々聞くところによりますと、まだ、指定管理者制度というものは町民に馴染んでいないという分があるわけで、図書館についてはですね。図書館の方ではどういうふうに町民に説得をしたか、又、町民に周知をして、今回の契約に至ったかということと、あと図書館行政というのは、文科省なり日本図書館協会という組織がありまして、それらの組織が、ある程度図書館に対する指定管理制度の見解というものを出しているはずなんですけど、それらについては、どのように理解したのかということと、あと法人の関係、ここに一般財団法人の名前が出たわけですが、3年というのと、事務を引き継いで、自分たちの事業を色々精査しながらやっていくということになれば、非常に短い時間じゃないかなと思うわけなんです。それで、3年がいいのか、もう少し長く契約期間をもって、きちっと十分に機能を果たせるような時間的な余裕は与えられないものか、この3点についてお伺いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

渡邊教育長。

○教育長（渡邊等君）それでは今のご質問にお答えしたいと思うんですが、図書館の住民との協議なんですが、基本的には、住民を代表する附属機関として教育委員会は社会教育委員会なり図書館協議会を設置しております。数年前からこの指定管理者の動向については、教育委員会、移行する方向で会議の中でも、種々検討して、図書館協議会においてはそれぞれ、近隣、いわゆる道内の優良な事例ということで、すでに指定管理をしている図書館を視察をしていただいております。また、住民直接の説明についてはですね、詳しく早くからしてはおりませんが、これについては、総務文教常任委員会の中においても、指定管理にあたっての教育委員会のいわゆる住民サービスを求める指定管理者の移行の方向についても、十分説明協議をしながら、合わせて総務文教の委員さんについても近隣の優良市町村、既に指定管理の導入している市町村をそれぞれ視察をしていただきながら、教育委員会とも十分教育委員の委員さん全員と、総務文教の委員さんとも協議をしながら、指定管理に向けた了解をいただいているところでございます。ただ、国の基本的な考えについては、教育施設であるということで、全国的にはまだ指定管理者の動向については、優良事例があんまりありません。ただ、ここ管内においても大空町が既に指定管理に走っているとか、近隣の町村では中標津町なり、大きい市ですが、釧路市も既にはいっているということで、これについても、それぞれ視察をさせて研究、勉強しております。隣の町、清里においては、指定管理ではないのですが、常に町内の団体と、委託を既に今年の7月から結んでいることで、色々指定管理のあり方については、国なり色々な意見があるんですが、小清水町においては指定管理を、社会教育施設、他の施設も踏まえて早めに導入している経過がありまして、図書館についてもそういった意味で十分住民のサービス向上を図る意味から、今後遺憾のないようにふれ愛こしみずと連携をとりながら指定管理を導入して、こまったねという事にならないように、教育委員会も真剣にバックアップをして、

進めて参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、指定管理の3年間ということですが、長ければ長いほど、受けた団体なり法人については、雇用の面ではメリットがあるんですが、本町においては、同じ社会教育施設も当初は3年ということで、やっておりますので、今後3年終わった後には、もう少し長いスパンの指定管理の契約をすることで考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですね。他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）本町には、以前、指定管理者が撤退した例がございます。事業計画書の提出に基づく協議など、町民も含めた十分な議論をつくすべきだと私は考えます。

この、案件については私は継続審議すべきことだと思います。従って65号議案には私は反対いたします。以上です。

○議長（坂田秀昭君）議案第65号採決いたします。

採決は、起立によります。

議案第65号原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂田秀昭君）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後12時06分

再開 午後12時07分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第66号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、議案66号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました議案第66号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

現委員の中山則子氏は、平成20年1月に就任されて以来、2期6年間に渡り人権擁護活動にご尽力を頂いてまいりましたが、本年12月31日をもって任期が満了することから、小清水町字美和394番地の3 小倉千賀子氏を新たな人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、ご提案申し上げた次第でございます。

人権擁護委員につきましても、人権擁護委員法におきまして、国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることが使命とされており、人格・識見ともに優れ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められておりまして、また、釧路地方法務局からは可能な限り女性候補者の推薦を要望されているところでござい

す。

これらを勘案し、後任候補者について検討いたしました結果、小倉氏を適任者として推薦したいと存じますが、別途お配りしている履歴書のとおり役職は持っておりませんが、JAこしみず女性部等で活躍されておりまして、優れた識見と熱意を有する方でございますので、人権擁護委員法第6条第3項の定めるところにより議会の意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）議案第66号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第66号、原案のとおり可決されました。

以上で本町議会定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第6回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

（閉会 午後12時10分）